

市民からの意見等の収集について

1 実施方針

- ・広く市民の意見等を収集するため、様々な機会等を通じてアンケート調査を実施
- ・実施にあたっては、年齢等に応じて複数の様式を用意
- ・意見表明が困難な子どもについては、子どもと信頼関係のある関係者によるヒアリングを依頼

2 実施方法

原則として電子フォームによるアンケート調査とし、電子フォームによる回答が難しい場合は紙媒体により対応

(1) 小・中学生、高校生等（11～18 歳）

- ・区ごとに市立の小学校 2 校と中学校 1 校のほか、市立高校 2 校を選定
- ・調査対象は、小学 5・6 年生（合計約 1,700 人）
中学 1～3 年生（合計約 2,400 人）
高校 1～3 年生（合計約 1,700 人）
- ・対象外となった学校（市立以外の学校を含む）については、アンケート調査の周知用チラシの全児童生徒への配布を依頼し、意見を募集
- ・市立の養護学校、第二養護学校、高等特別支援学校については、意見収集の方法を個別に学校と調整のうえ実施

※調査対象の学校の保護者に対するアンケート調査については、別途調整

(2) 大学・専門学校生などの若者（19～29 歳）

- ・大学生については、市内に所在する私立の大学・短大等で構成する「ちば産学官連携プラットフォーム」や千葉大学等に依頼
- ・専門学校生については、個別に周知用チラシの配架等を依頼
- ・社会人については、市の広報紙やホームページ、ツイッター等のほか、シンポジウムを活用して周知

(3) 一般市民（30 歳以上）

- ・一般市民については、市の広報紙やホームページ、ツイッター等のほか、シンポジウムを活用して周知

(4) こどもに関する施設の関係者

- ・関係団体等を通じて調査への協力を依頼
- ・こども基本条例検討委員会の委員を通じて調査への協力を依頼

(5) WEBアンケート

- ・9月1日～10日、市ホームページを通じて市内在住・在勤・在学の方々を対象にアンケート調査を実施
- ・アンケート内容については、通常のアンケートをもとに別途作成(仕様上、最大で7問、原則選択式で自由筆記不可)

3 意見表明が困難なこどもへの対応について

障害があることや社会的養護施設に入所していることなど、様々な事情により意見表明が困難なこどもについては、保護者や施設職員など、こどもと信頼関係のある関係者にこどもに対するヒアリングを依頼するほか、状況に応じて関係者へのヒアリングを実施